

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		年 月 日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府八幡市八幡園内75番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 八幡市 市長 川田 翔子			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	341 台	0 台	6 台	359 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	25 台	0 台	0 台	25 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	4.86	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	市内公共施設で所有している第一種特定製品について、各施設でリストアップし、環境担当部局と情報共有し適切に管理している。			
	廃棄時	適切な廃棄方法について、環境担当部局から各施設に、市の内部電子掲示板等で情報提供している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	一年に一回、施設管理所管課等へ第一種特定製品の点検状況について照会を行っており、報告を取りまとめている。			
	廃棄時	一年に一回、施設管理所管課等へ第一種特定製品の廃棄や更新状況について照会を行っており、報告を取りまとめている。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	冷媒使用機器の新規導入の際は、できるだけノンフロン製品を選択するように促す。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。  
 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。